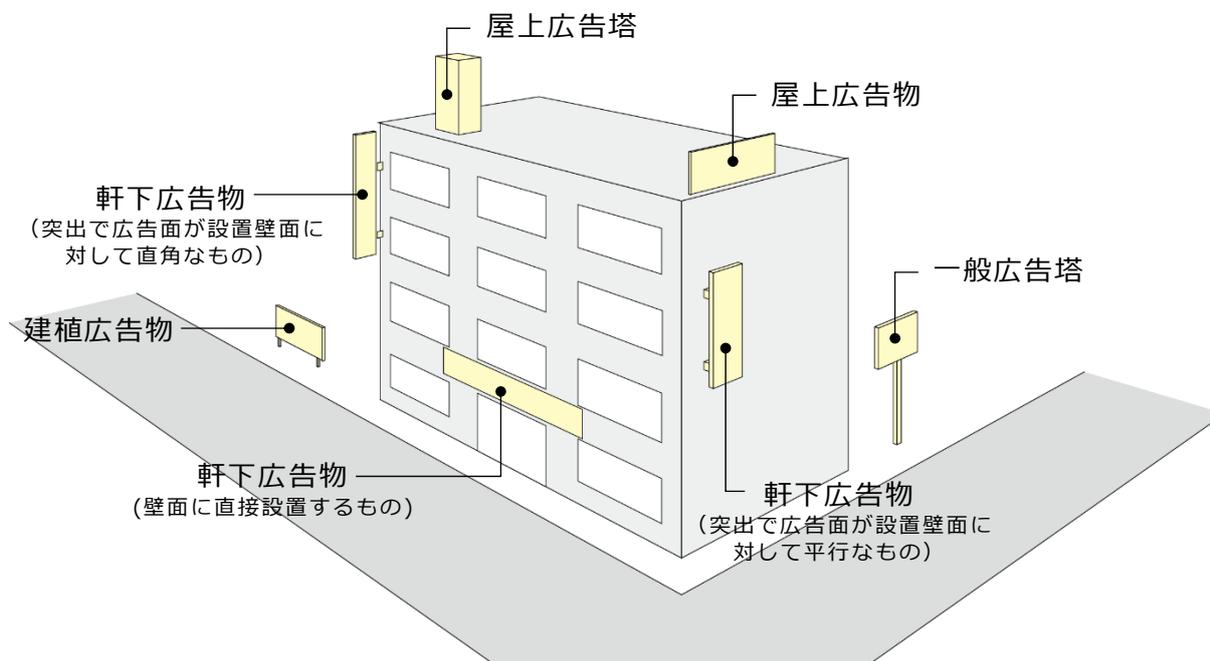


## 5. 屋外広告物に関する景観形成基準

### 5.1 屋外広告物の種類



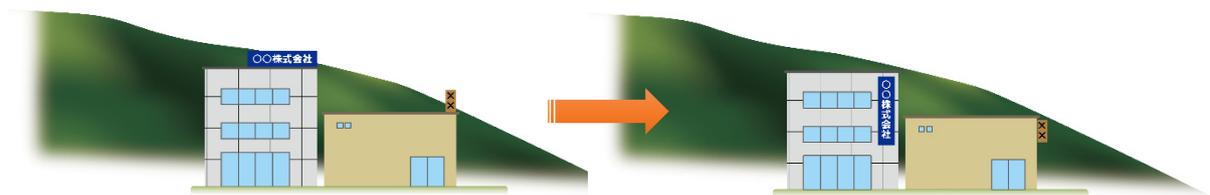
### 5.2 共通の基準一覧

#### ❖ 設置位置

景観形成基準	参照
<ul style="list-style-type: none"> <li>設置位置については、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。特に、河川などの視界が開けた場所からの眺望景観を阻害しないよう十分留意する。</li> </ul>	⇒ <b>a</b> (P.50)
<ul style="list-style-type: none"> <li>路上広告塔、立看板、建植広告物など地上に設置するものについては、見通しや通行を妨げない位置、高さに設置する、複数設置する場合は集合化するなど、設置する建築物や工作物のデザインや、周囲の景観と調和するよう工夫する。</li> </ul>	⇒ <b>b</b> (P.50) ⇒ <b>c</b> (P.50) ⇒ <b>d</b> (P.50)
<ul style="list-style-type: none"> <li>軒下広告物やへい垣広告物など、建築物や工作物の壁面に設置するものについては、複数設置する場合は設置位置や大きさをそろえる、箱文字表示にして壁面になじませるなど、設置する建築物や工作物のデザインと一体感を持たせるよう工夫する。</li> </ul>	⇒ <b>c</b> (P.50) ⇒ <b>d</b> (P.50)
<ul style="list-style-type: none"> <li>軒下広告物のうち、壁面から突出して設置するものは、複数設置する場合は整理、集合化する、近隣の建築物の突出した軒下広告物と設置位置や突出幅をそろえるなど、設置する建築物や工作物のデザインや、周囲の景観と調和するよう工夫する。</li> </ul>	⇒ <b>c</b> (P.50) ⇒ <b>d</b> (P.50)

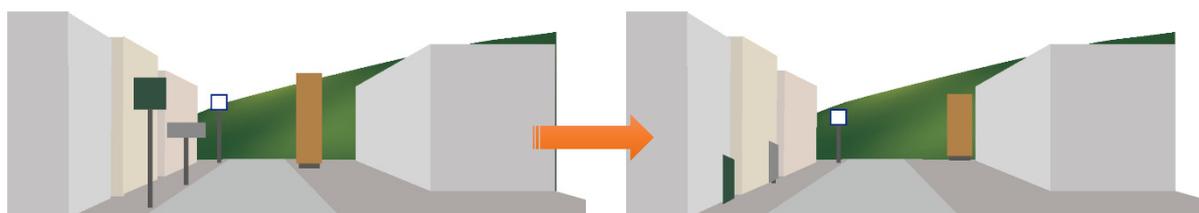
**a 「景観を阻害しないよう設置位置について配慮」とは？**

- ・設置位置を屋上から壁面に変更することで、背景の西山の眺望や視界が開けた場所からの眺望を阻害しないようにすることができます。



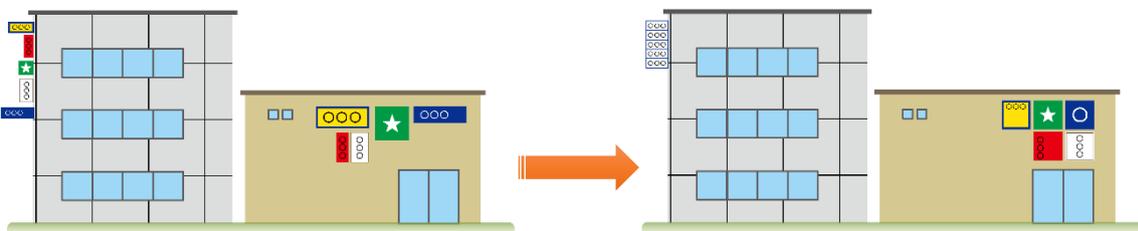
**b 「見通しや通行を妨げない位置、高さに設置」とは？**

- ・見通しや通行を妨げない位置に設置することで、すっきりとしたまちなみ景観を創出することができます。



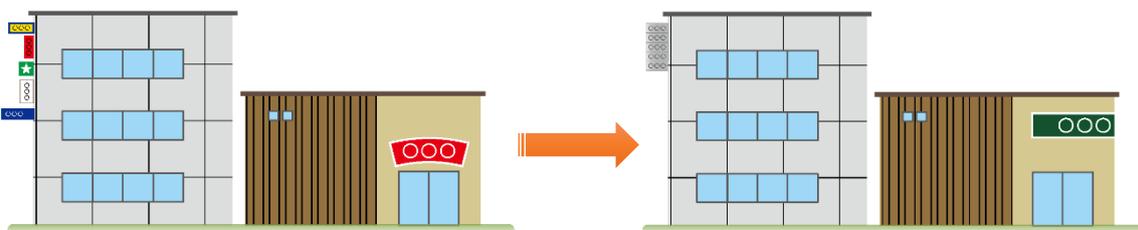
**c 「複数設置する場合の集合化」とは？**

- ・集合化することで、すっきりとした印象になります。



**d 設置する建築物や工作物のデザインや、周囲の景観と調和させる工夫例**

- ・設置する建築物や工作物と一体感を持たせたデザインにします。



## ❖ 高さ

景観形成基準	参照
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告物及び屋上広告塔については、設置する建築物の高さと当該広告物の上端までを合わせた地盤面からの高さは、当該広告物を設置する場所の用途地域並びに高度地区ごとに、以下とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種低層住居専用地域 10m以下</li> <li>第一種高度地区 15m以下</li> <li>第二種高度地区 20m以下</li> </ul> </li> </ul>	

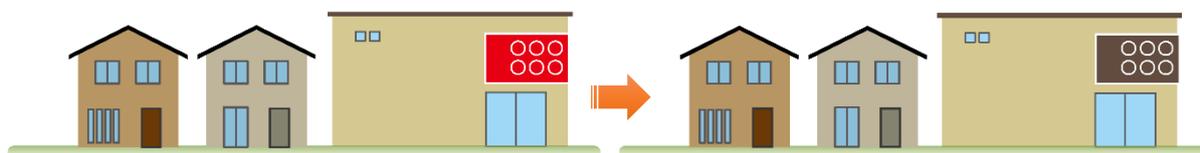
## ❖ 広告物の色彩

景観形成基準	参照
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物の色彩は、地色を低彩度にする、支柱などの部分を低彩度にするなど、周辺の景観との調和に配慮し、過度に刺激が強く、けばけばしいものとならないようにする。また、周辺の屋外広告物や設置する建築物や工作物の壁面などの色彩との調和に配慮し、過度に多くの色彩が氾濫しないよう配慮する。</li> </ul>	⇒ <b>e</b> (P.51)

e

## 「周辺の景観との調和に配慮した色彩」とは？

- ・広告物を誇張しすぎず、周囲の景観とのバランスを考慮した色彩を用いるようにします。



## 5.3 区域・軸別の基準一覧

## ❖ 高さ・面積、照明装置を有するもの

		景観形成基準	西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道
屋上広告塔	高さ	・上端の高さは、設置建築物等の各部の高さを超えないものとする。⇒ <b>f</b> (P.53)								
	面積	・1面当たりの表示面積は、5㎡以下とする。								
		・1面当たりの表示面積は、10㎡以下とする。								
・1面当たりの表示面積は、15㎡以下とする。										
一般広告塔	高さ	・地上からの高さは、6m以下とする。								
		・地上からの高さは、10m以下とする。								
		・地上からの高さは、15m以下とする。								
	面積	・1面当たりの表示面積は、5㎡以下とする。								
・1面当たりの表示面積は、10㎡以下とする。										
軒下広告物	壁面に直接設置するもの	・表示面積（屋上広告物を同一壁面に表示する場合にあっては、屋上広告物の表示面積を加えた面積）は、設置壁面の1/5以下、かつ20㎡以下とする。								
		・表示面積（屋上広告物を同一壁面に表示する場合にあっては、屋上広告物の表示面積を加えた面積）は、設置壁面の1/4以下、かつ40㎡以下とする。								
		・表示面積（屋上広告物を同一壁面に表示する場合にあっては、屋上広告物の表示面積を加えた面積）は、設置壁面の1/4以下とする。								
	壁面から突出して設置するもの	・表示面積は、設置壁面の1/5以下、かつ20㎡以下とする。								
		・表示面積は、設置壁面の1/4以下、かつ20㎡以下とする。								
屋上広告物	高さ	・上端の高さは、設置建築物等の各部の高さを超えないものとする。⇒ <b>f</b> (P.53)								
	面積	・1面当たりの表示面積は、5㎡以下とする。								
		・1面当たりの表示面積は、10㎡以下とする。								
		・1面当たりの表示面積は、15㎡以下とする。								
建植広告物	面積	・表示面積は、5㎡以内とする。								
		・表示面積は、15㎡以内とする。								
照明装置を有するもの		・光源の点滅、動光又は映像を伴わないものとする。								

## 5.4 景観重点地区の基準一覧

### ❖ 高さ・面積、照明装置を有するもの

		景観形成基準
屋上広告塔		<ul style="list-style-type: none"> <li>上端の高さは、設置建築物等の各部の高さを超えないものとする。 ⇒ <b>f</b> (P.53)</li> <li>1面当たりの表示面積は、2㎡以下とする。</li> </ul>
一般広告塔		<ul style="list-style-type: none"> <li>地上からの高さは、4m以下とする。</li> <li>1面当たりの表示面積は、2㎡以下とする。</li> </ul>
軒下 広告物	壁面に直接設置するもの	表示面積（屋上広告物を同一壁面に表示する場合にあっては、屋上広告物の表示面積を加えた面積）は、設置壁面の1/5以下、かつ10㎡以下とする。
	壁面から突出して設置するもの	表示面積は、設置壁面の1/5以下、かつ10㎡以下とする。
屋上広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>上端の高さは、設置建築物等の各部の高さを超えないものとする。</li> <li>1面当たりの表示面積は、2㎡以下とする。⇒ <b>f</b> (P.53)</li> </ul>
建植広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>上端の高さは、地上から4m以下とする。</li> <li>表示面積は、2㎡以内とする。</li> </ul>
照明装置を有するもの		光源の点滅、動光又は映像を伴わないものとする。

#### **f** 屋上広告塔（物）の高さ

